

全国一高い大阪の 介護保険料

引き上げを許さず、下げるために

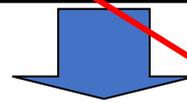
大阪社保協 介護保険対策委員会
日下部 雅喜

2000(平成12)年からはじまった

高齢者福祉から 介護保険へ

介護保険以前の高齢者福祉制度(2000年3月まで)公費100%

国50%	都道府県 25%	市町村 25%
------	-------------	------------



介護保険制度(第8期)
保険料50%

公費50%

65歳~ 23%	40歳~64歳 27%	国25%	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
		国庫負担金 20%		
		調整交付金 5%		

介護保険の運営主体（保険者）

介護保険の保険者は「市町村」

理由：①高齢者は「地域」で生活

②住民に身近な基礎的自治体

③福祉・保健事業の実績

他の社会保険は？

○国民健康保険：「都道府県は市町村とともに…国民健康保険を行うものとする」

○年金保険：「政府が所掌する」

介護保険料の決定の3原則

介護保険法第129条

①市町村は、**介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収**しなければならない

②保険料額は、政令で定める基準に従い**条例で定めるところにより算定された「保険料率」**により算定される

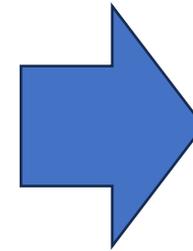
※「保険料率」とあるが「金額」で表示される

③その**「保険料率」は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるもの**でなければならない

市町村介護保険事業計画

保険給付の円滑な実施のため、**3年間を1期とする介護保険事業計画**を策定 老人福祉計画と一体で作成

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
- ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

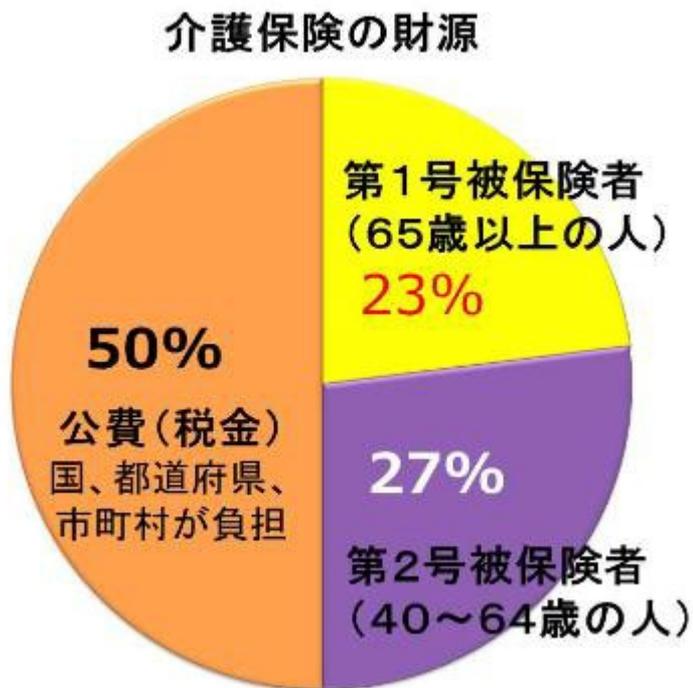


**保険料
の設定**

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
			<2025年までの中長期的な見通し>					
第7期計画 2018～2020			第8期計画 2021～2023			第9期計画 2024～2026		

第1号被保険者の介護保険料

1 保険料算定の仕組み 介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の市民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、第8期の計画期間(2021~2023年度)は、保険給付費・地域支援事業費のうち第1号被保険者(65歳以上の方)の負担割合が約23%となります



保険料基準額(年額)

||
市町村の介護保険に
かかる費用のうち
第1号被保険者負担分
(約23%)

市町村の第1号被保険者数

「給付と負担の連動」

その市町村の介護サービス利用が増える

⇒ 高齢者全員の介護保険料が比例して上がる

介護充実 ↔ 保険料

上がり続ける介護保険料

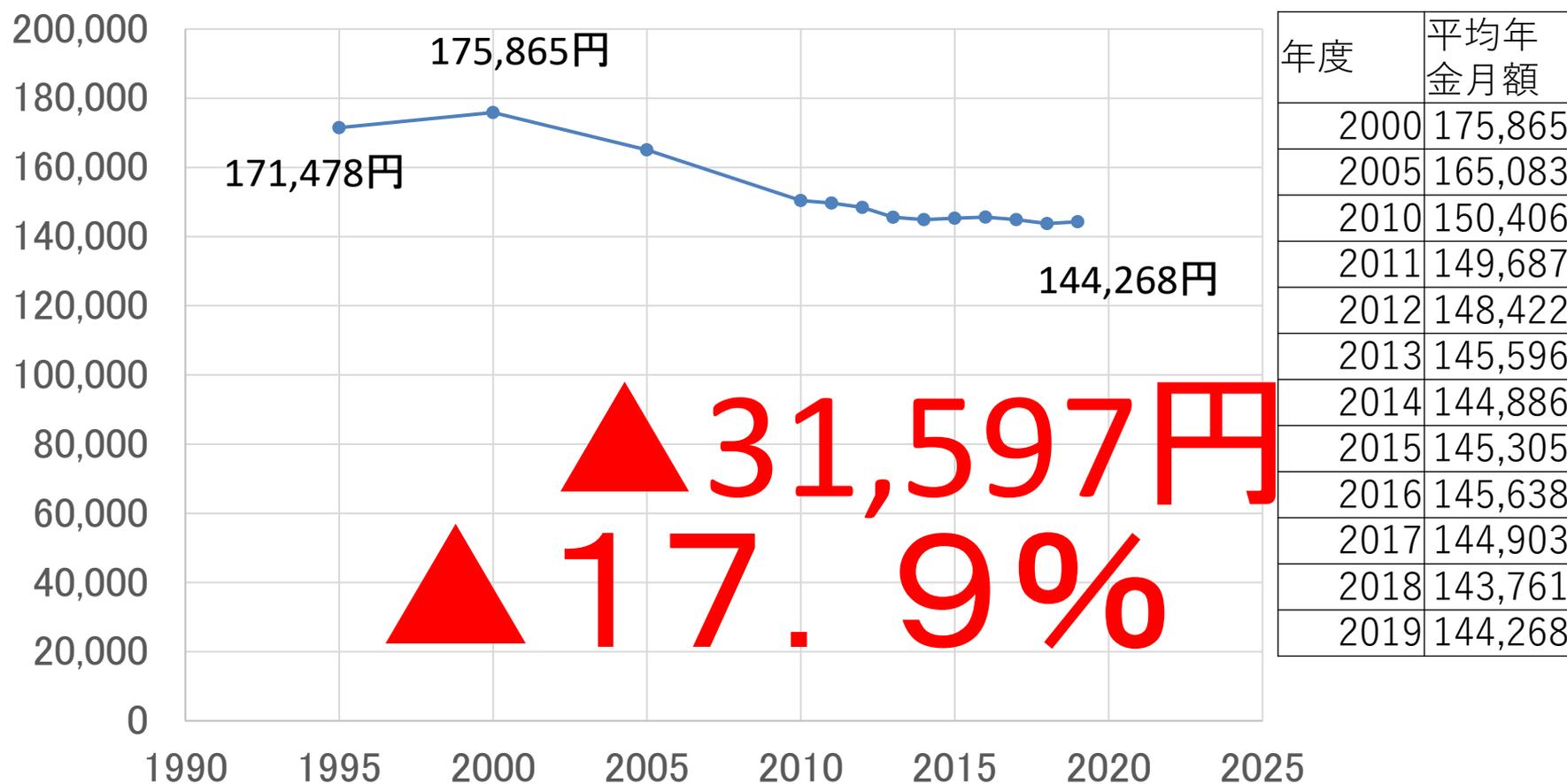
全国平均基準月額

第1期(2000~02年)	2,911円	
第2期(2003~05年)	3,293円	(+13.1%)
第3期(2006~08年)	4,090円	(+24.2%)
第4期(2009~11年)	4,160円	(+ 1.7%)
第5期(2012~14年)	4,972円	(+19.5%)
第6期(2015~17年)	5,514円	(+11.0%)
第7期(2018~20年)	5,869円	(+ 6.4%)
第8期(2021~23年)	6,014円	(+ 2.5%)

全国平均 第1期2,911円⇒第8期6,014円 2.07倍に

20年間下がりはばなしの年金

年金平均受給月額推移



年金収奪国家・日本

2000(平成12)年10月 介護保険料の年金天引き開始

04(平成16)年 年金改悪(「100年安心」「現役の50%保障」)

05(平成17)年 税制改悪(老年者控除廃止、公的年金控除の縮小) 介護保険法改悪

06(平成18)年 税制改悪(住民税の高齢者非課税措置の廃止)実施

介護保険料の天引き対象を障害年金・遺族年金へ拡大

08(平成20)年 後期高齢者医療制度実施(後期高齢者医療保険料の年金天引き)・国民健康保険料の年金天引き

09年(平成21)年 住民税の年金天引き

社会保障給付(年金)から

社会保障費用(介護費用)を回収

各都道府県別加重平均基準月額高い順)

1	大阪府 沖縄県	6,826
3	青森県	6,672
4	和歌山県	6,541
5	秋田県	6,487
6	徳島県	6,477
7	愛媛県	6,409
20	三重県	6,174
28	神奈川県	6,028
	全国平均	6,014
47	千葉県	5,385

大阪府内の現在の介護保険料基準月額

順位	市町村	第8期 2021～23年度	第7期 2018～20年度	増減	率
1	大阪市	8,094	7,927	167	2.1%
2	東大阪市	7,029	6,594	435	6.6%
3	堺市	6,790	6,623	167	2.5%
4	田尻町	6,750	6,750	0	0.0%
5	くすのき広域連合	6,748	6,748	0	0.0%
6	富田林市	6,730	6,715	15	0.2%
7	泉佐野市	6,650	6,500	150	2.3%
8	八尾市	6,556	6,092	464	7.6%
9	松原市	6,550	6,040	510	8.4%
10	太子町	6,480	6,150	330	5.4%
11	大東市	6,420	6,380	40	0.6%
12	忠岡町	6,410	6,557	-147	-2.2%
13	寝屋川市	6,390	6,210	180	2.9%
14	岸和田市	6,375	6,183	192	3.1%
15	豊中市	6,367	6,208	159	2.6%
16	熊取町	6,321	6,057	264	4.4%
17	摂津市	6,280	5,790	490	8.5%
18	泉南市	6,250	6,070	180	3.0%
19	阪南市	6,200	5,900	300	5.1%
20	大阪狭山市	6,190	6,211	-21	-0.3%

順位	市町村	第8期 2021~23年度	第7期 2018~20年度	増減	率
21	貝塚市	6,169	6,169	0	0.0%
22	和泉市	6,159	5,743	416	7.2%
23	高石市	6,137	6,333	-196	-3.1%
24	羽曳野市	6,123	6,158	-35	-0.6%
25	柏原市	6,102	6,407	-305	-4.8%
26	河南町	6,070	5,795	275	4.7%
27	藤井寺市	6,000	6,200	-200	-3.2%
28	岬町	6,000	6,000	0	0.0%
29	茨木市	5,990	5,300	690	13.0%
30	吹田市	5,980	5,900	80	1.4%
31	池田市	5,960	5,950	10	0.2%
32	能勢町	5,938	5,938	0	0.0%
33	枚方市	5,902	5,610	292	5.2%
34	島本町	5,900	5,450	450	8.3%
35	泉大津市	5,876	5,700	176	3.1%
36	河内長野市	5,840	5,800	40	0.7%
37	高槻市	5,600	5,083	517	10.2%
38	豊能町	5,550	5,412	138	2.5%
39	箕面市	5,400	5,700	-300	-5.3%
40	交野市	5,360	5,360	0	0.0%
41	千早赤阪村	4,390	5,811	-1,421	-24.5%
	加重平均	6,826	6,636	190	2.9%

第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール (R5. 7. 31)

参考資料3

年月	市区町村	都道府県	国	(参考)
令和5年 8月	サービス見込量等の設定作業開始	介護療養病床・医療療養病床の転換意向調査の結果を市町村に提供	課長会議配信(第9期基本指針案を提示) 推計ツール確定版14.0次リリース 推計ツール操作方法等の説明動画配信	
9月	推計作業	都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催	推計ツール確定版14.5次(集計機能等)リリース	
10月	第1回サービス見込量の提出	第1回サービス見込量の提出	第1回サービス見込量集計	人材推計シート配布(予定)
11月	都道府県との調整(ヒアリング等)	市町村、国(地方厚生局)との調整(ヒアリング等)	集計を踏まえた推計に当たっての留意事項を事務連絡 地方厚生局を通じた都道府県ヒアリング 推計ツールに人材推計機能を追加 調整交付金関係の確定係数を設定	
12月	第2回サービス見込量、必要利用定員総数の提出	第2回サービス見込量、必要利用定員総数の提出	ヒアリングを踏まえた推計に当たっての留意事項を事務連絡 第2回サービス見込量、必要利用定員総数の集計	第1回人材推計集計(予定)
令和6年 1月			報酬改定率、制度見直しの係数等を設定	
2月	介護保険事業計画を議会に報告 介護保険条例の改正	介護保険事業支援計画を議会に報告		
3月	保険料、サービス見込量、必要利用定員総数の提出	保険料、サービス見込量、必要利用定員総数の提出	保険料、サービス見込量、必要利用定員総数の集計	第2回人材推計集計(予定)
4月	第9期介護保険事業計画スタート			

137

第9期介護保険料試算額（基準月額） 2023年10月時点（単位：円）

	第8期保険料	第9期試算額	増減額	増減率	基金の取り扱い	準備基金額
大阪市	8,094	9,230	1,136	14.0%	基金全額取崩し	8,013,519,000
堺市	6,790	7,855	1,065	15.7%	※基金取崩さず	3,200,000,000
岸和田市	6,375	6,645	270	4.2%	※基金取崩さず	2,286,608,245
豊中市	6,367	6,795	428	6.7%	基金82%取崩し	2,020,000,000
池田市	5,960	6,681	721	12.1%	基金70%取崩し	1,070,756,352
吹田市	5,980	6,069	89	1.5%	基金83%取崩し	3,000,000,000
泉大津市	5,876	7,219	1,343	22.9%	※基金取崩さず	400,000,000
高槻市	5,600	5,753	153	2.7%	基金全額取崩し	2,560,810,000
貝塚市	6,169	6,585	416	6.7%	※基金取崩さず	722,866,414
守口市	6,748	7,444	696	10.3%	基金の記載無し	0
枚方市	5,902	5,928	26	0.4%	基金全額取崩し	2,064,976,887
茨木市	5,990	6,216	226	3.8%	基金の記載無し	0
八尾市	6,556	7,639	1,083	16.5%	※基金取崩さず	380,000,000
泉佐野市	6,650	6,446	-204	-3.1%	基金91%取崩し	437,981,578
富田林市	6,730	6,557	-173	-2.6%	基金全額取崩し	846,044,000
寝屋川市	6,390	7,039	649	10.2%	基金の記載無し	0
河内長野市	5,840	5,895	55	0.9%	基金全額取崩し	1,314,385,621
松原市	6,550	7,407	857	13.1%	基金の記載無し	0
大東市	6,420	7,158	738	11.5%	※基金取崩さず	1,468,580,212
和泉市	6,159	6,255	96	1.6%	基金全額取崩し	548,397,000
箕面市	5,400	5,736	336	6.2%	基金全額取崩し	820,806,408
柏原市	6,102	6,424	322	5.3%	基金69%取崩し	572,099,345

第9期介護保険料試算額（基準月額） 2023年10月時点（単位：円）

	第8期保険料	第9期試算額	増減額	増減率	基金の取り扱い	準備基金額
羽曳野市	6,123	6,763	640	10.5%	※基金取崩さず	1,157,651,357
門真市	6,748	7,587	839	12.4%	基金の記載無し	0
摂津市	6,280	6,352	72	1.1%	基金全額取崩し	465,271,209
高石市	6,137	6,319	182	3.0%	※基金取崩さず	814,132,395
藤井寺市	6,000	7,142	1,142	19.0%	基金全額取崩し	409,827,616
東大阪市	7,029	7,659	630	9.0%	基金の記載無し	0
泉南市	6,250	6,803	553	8.8%	基金48%取崩し	834,597,372
四條畷市	6,748	6,836	88	1.3%	基金の記載無し	0
交野市	5,360	5,192	-168	-3.1%	基金68%取崩し	1,021,838,515
大阪狭山市	6,190	6,340	150	2.4%	基金全額取崩し	665,000,000
阪南市	6,200	6,708	508	8.2%	※基金取崩さず	503,940,225
島本町	5,900	6,321	421	7.1%	基金72%取崩し	372,527,273
豊能町	5,550	5,501	-49	-0.9%	基金の記載無し	0
能勢町	5,938	7,791	1,853	31.2%	※基金取崩さず	120,000,000
忠岡町	6,410	6,151	-259	-4.0%	基金全額取崩し	73,078,065
熊取町	6,321	6,440	119	1.9%	※基金取崩さず	475,819,609
田尻町	6,750	6,906	156	2.3%	基金全額取崩し	58,377,065
岬町	6,000	5,759	-241	-4.0%	基金全額取崩し	189,626,062
太子町	6,480	6,645	165	2.5%	基金の記載無し	0
河南町	6,070	6,196	126	2.1%	基金全額取崩し	77,228,502
千早赤阪村	4,390	4,757	367	8.4%	基金54%取崩し	154,930,703

介護保険料長期推計額

「第9期介護保険事業（支援）計画策定に向けたワークシート」から作成

	第8期	第9期試算額	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度	2050年度
大阪市	8,094	9,230	10,653	11,536	12,059	12,507	13,708
堺市	6,790	7,855	8,723	9,676	10,222	10,668	11,135
岸和田市	6,375	6,645	7,435	8,221	8,569	8,800	9,148
豊中市	6,367	6,795	8,212	9,488	10,470	11,054	11,362
池田市	5,960	6,681	8,199	8,906	9,376	9,631	10,043
吹田市	5,980	6,069	7,707	8,525	8,966	9,200	9,580
泉大津市	5,876	7,219	8,237	9,061	9,496	9,765	10,311
高槻市	5,600	5,753	7,181	8,035	8,622	8,860	9,607
貝塚市	6,169	6,585	7,423	8,217	8,520	8,794	9,246
守口市	6,748	7,444	8,533	9,543	10,128	10,455	10,832
枚方市	5,902	5,928	6,499	7,197	7,598	7,851	8,568
茨木市	5,990	6,216	6,614	7,308	7,756	8,000	8,699
八尾市	6,556	7,639	8,445	9,523	10,029	10,376	10,714
泉佐野市	6,650	6,446	7,853	8,647	8,956	9,272	9,722
富田林市	6,730	6,557	8,217	9,128	9,562	9,780	10,231
寝屋川市	6,390	7,039	7,892	8,842	9,391	9,640	9,985
河内長野市	5,840	5,895	7,776	8,842	9,141	9,584	10,371
松原市	6,550	7,407	8,363	9,367	9,925	10,191	10,554
大東市	6,420	7,158	8,057	9,005	9,554	9,889	10,235
和泉市	6,159	6,255	7,477	8,328	8,745	8,965	9,332
箕面市	5,400	5,736	7,057	7,974	8,442	8,631	9,118
柏原市	6,102	6,424	8,026	9,214	9,948	10,578	10,922
羽曳野市	6,123	6,763	7,534	8,375	8,811	9,070	9,503
門真市	6,748	7,587	8,341	8,957	9,484	9,890	10,176

介護保険料長期推計額

「第9期介護保険事業（支援）計画策定に向けたワークシート」から作成

	第8期	第9期試算額	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度	2050年度
摂津市	6,280	6,352	7,869	8,911	9,426	9,652	10,064
高石市	6,137	6,319	7,139	7,705	8,004	8,181	8,966
藤井寺市	6,000	7,142	8,707	9,602	10,049	10,451	11,035
東大阪市	7,029	7,659	8,396	9,431	9,938	10,243	10,660
泉南市	6,250	6,803	8,580	9,671	10,086	10,423	10,751
四條畷市	6,748	6,836	7,729	8,645	9,067	9,027	9,832
交野市	5,360	5,192	7,009	7,915	8,363	8,567	8,861
大阪狭山市	6,190	6,340	8,170	9,029	9,572	9,878	10,295
阪南市	6,200	6,708	7,605	8,514	8,932	9,240	10,069
島本町	5,900	6,321	7,871	8,938	9,412	9,881	10,855
豊能町	5,550	5,501	6,219	7,149	7,725	8,123	8,433
能勢町	5,938	7,791	8,467	9,218	9,752	10,095	10,806
忠岡町	6,410	6,151	7,631	8,496	8,920	9,187	10,042
熊取町	6,321	6,440	7,228	8,150	8,651	8,953	9,596
田尻町	6,750	6,906	7,921	8,311	8,703	9,201	10,380
岬町	6,000	5,759	7,272	8,343	8,828	9,106	9,268
太子町	6,480	6,645	7,485	8,428	8,850	9,150	9,510
河南町	6,070	6,196	7,760	9,213	10,079	10,597	11,144
千早赤阪村	4,390	4,757	6,644	7,202	7,850	8,016	8,460

大阪市問題

介護保険の限界

公費投入以外に打つ手なし



全国の市の中で一番高い大阪市介護保険料

大阪市の65歳以上の人の介護保険料基準額

月8,094円(年97,128円)

大阪府平均

月6,826円 年81,912円 全国平均

月6,014円 年72,168円

大阪市の10月試算額 2024年~2026年度

月9,230円 年110,760円(伸び率14.0%)

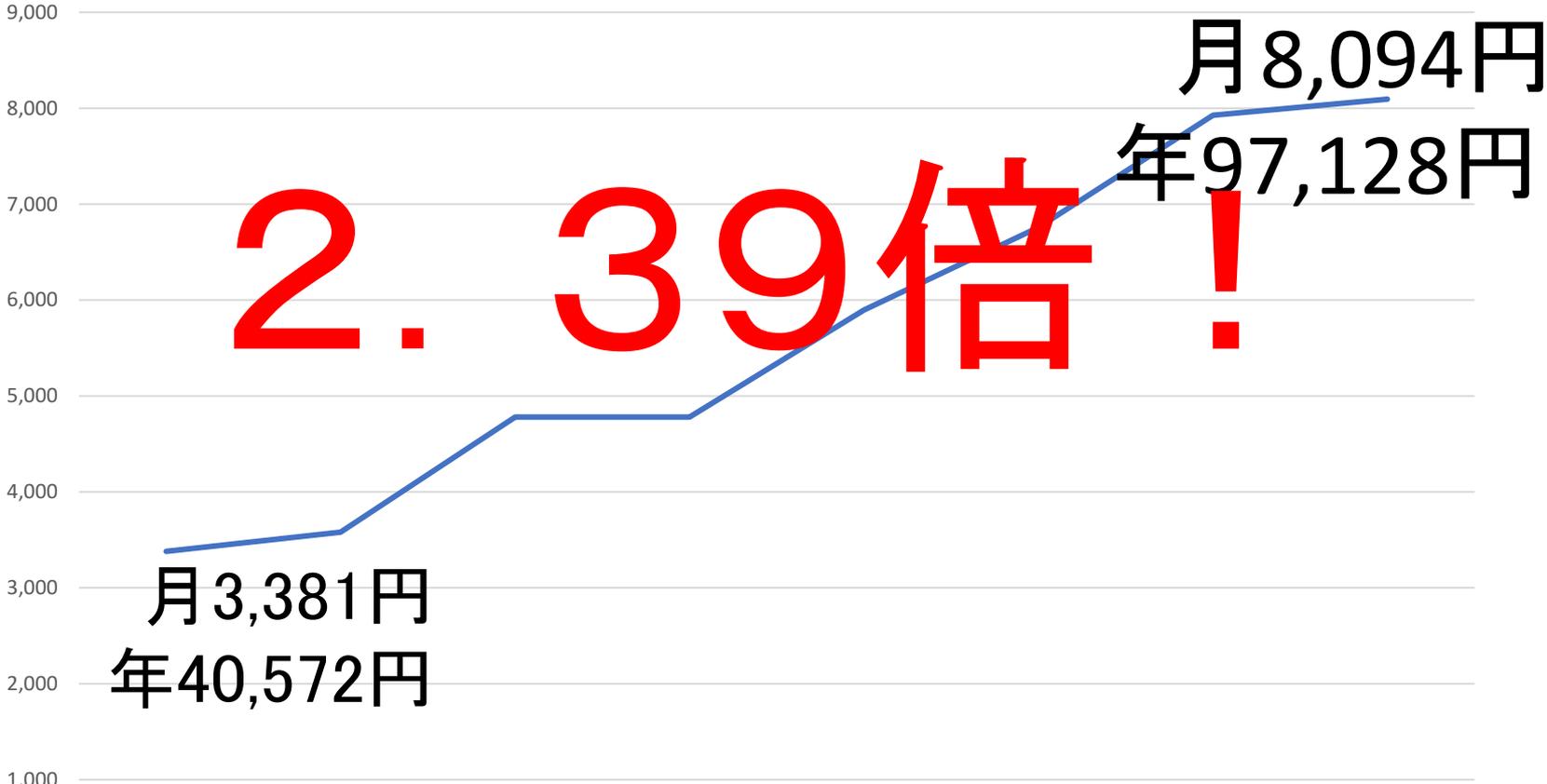
長期推計 2030年には 10,653円 2035年に

は 11,536円 2040年には 12,059円



21年で2.4倍 大阪市の介護保険料

うなぎ上りの大阪市の介護保険料基準月額



第1期 2000～ 2012	第2期 2013～ 2005	第3期 2006～ 2008	第4期 2009～ 2011	第5期 2012～ 2014	第6期 2015～ 2017	第7期 2018～ 2020	第8期 2021～ 2023	第8期／ 第1期
3,381	3,580	4,780	4,780	5,897	6,758	7,927	8,094	239.4%

政令指定都市でもダントツ1位

順位	都市	第7期	第8期	伸び率	要介護認定率
1	大阪市	7,927	8,094	2.1%	26.2%
2	京都市	6,600	6,800	3.0%	23.2%
3	堺市	6,623	6,790	2.5%	23.9%
4	名古屋市	6,391	6,642	3.9%	19.9%
5	新潟市	6,353	6,641	4.5%	19.1%

大阪市の介護保険料が高い理由

○一人暮らし高齢者が多い

大阪市 42.4% 全国 27.3% (2015年国勢調査)

○低所得者(非課税世帯)が多い

大阪市 49.2% 全国 32.1% (2019年3月)

○要介護認定率が高い

大阪市 26.2% 全国 18.7% (2021年3月)

○ホームヘルパーの利用率が高い

サービス種類別保険給付額の構成割合

大阪市 23.5% 全国 9.4% (2021年3月)

大阪市の説明：給付費の状況

○本市は全国と比較すると、居宅サービスの利用者の割合が高い。

・本市 74.2% 全国 68.7%（令和3年4月）

○本市は全国と比較すると、保険給付総額に占める訪問介護の割合が高い。

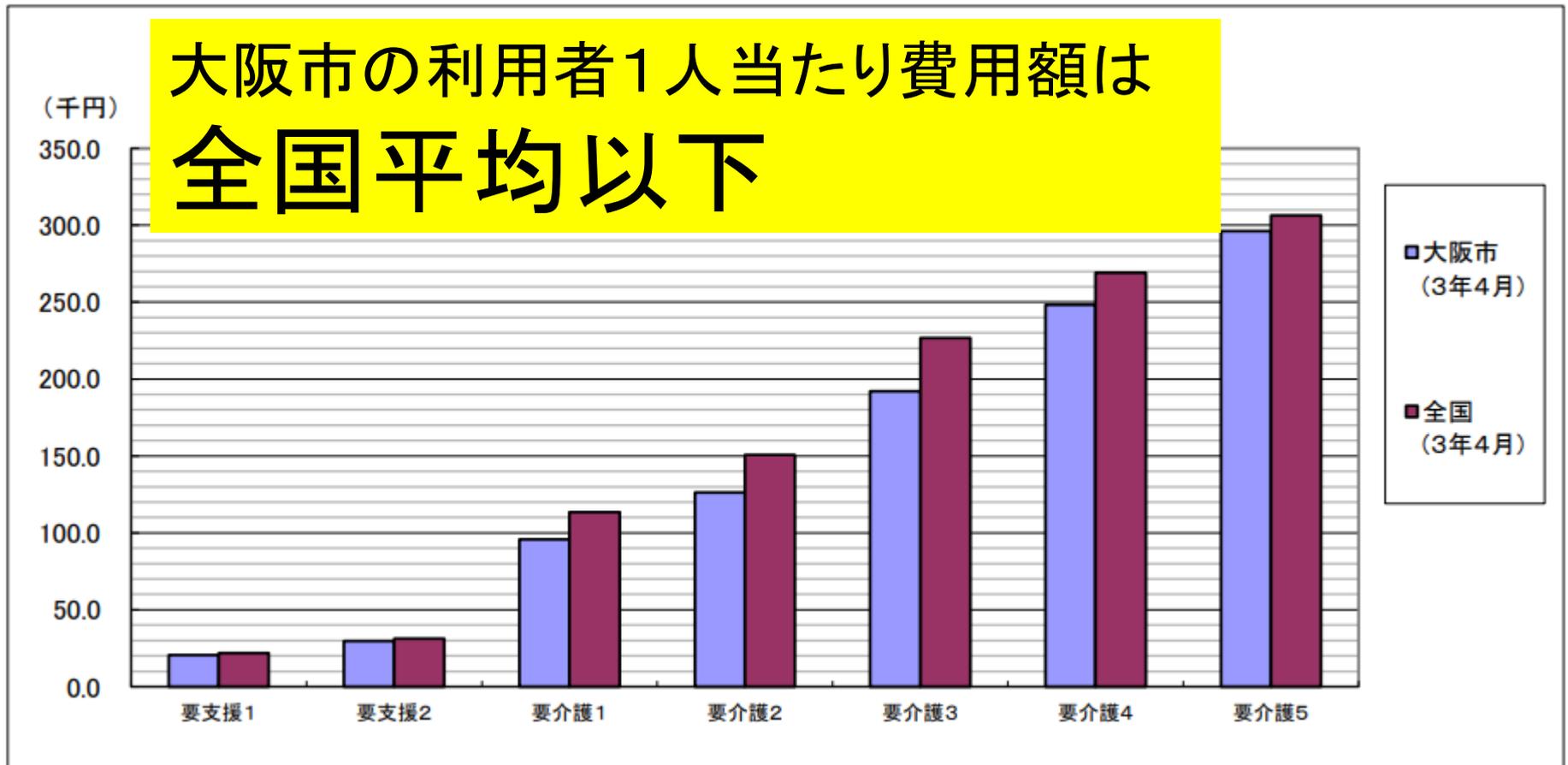
・本市 23.5% 全国 9.4%（令和3年4月）

○居宅サービス利用者の支給限度額に対する割合は、**全国・本市ともに5割程度**となっている。

○利用者一人当たりのサービス費用額は、全ての介護度において、**全国が本市を上回っている**。

大阪市の説明：給付費の状況

○利用者一人当たりのサービス費用額は、全ての介護度において、**全国が本市を上回っている**。



大阪市の説明：認定率が高いことについて

○本市は高齢者世帯に占める一人世帯の割合が全国に比べ高い。

・本市 **42.4%** 全国 27.3% (平成27年国勢調査)

○一人世帯は認定率が高く、これにより本市の認定率が全国と比べ高くなっている。

・本市 **一人世帯の認定率 37.3%**

二人以上世帯 18.0% (令和2年3月末)

○一人世帯の割合が高いことにより、認定率が全国に比べ高い。

大阪市の説明：認定率が高いことについて

○認定者一人当たりのサービス費用額は全国よりも低いが、認定者数が多いため給付費が高く、被保険者一人当たりでは全国より高くなっている。

給付費の状況

認定者数一人当たり費用額

本市 132,812円 全国 139,092円

被保険者一人当たり費用額

本市 34,826円 全国 25,995円（令和3年3月）

**一人あたり利用額は全国より低い！
介護保険制度はもう限界！**

10数年後には全国が大阪市の状況

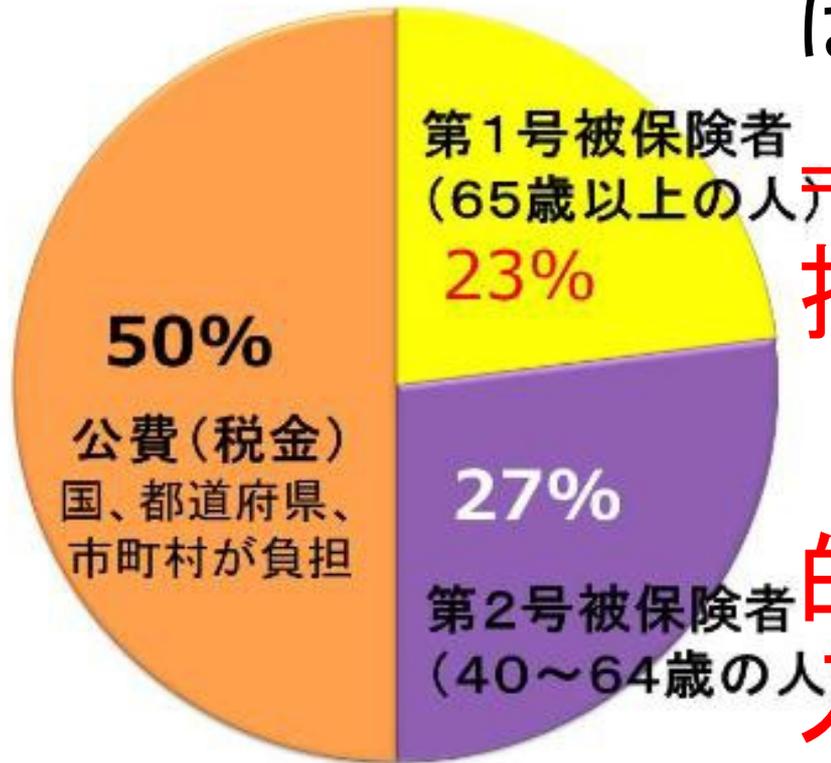
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」によれば、世帯主65歳以上の世帯に占める「単独世帯」の割合は、

2030年には37.4%、

2040年には40.0%と推計(2018年推計)され、大阪市の状況は10数年後の近未来の日本社会の姿でもある。

介護保険制度の限界

介護保険の財源



「公費半分・保険料半分」ではもう**限界**

⇒ **解決策は「公費」投入以外ない！**

国庫負担増を。緊急的に大阪市が財源投入をすべき！

介護保険財政と 介護給付費準備基金

介護保険財政の特徴と準備基金

高齢者の保険料を3年間管理するのが基金

介護保険財政の仕組み 第8期(居宅サービスの場合)

65歳以上 保険料 <u>23%</u>	40歳～64歳 保険料 27%	調整 交付 金 5%	国庫負 担金 20%	府 12.5 %	市 12.5 %
----------------------------	-----------------------	---------------------	------------------	----------------	----------------

3年間繰り越して調整する
(=準備基金)

単年度で精算し
繰り越さない

介護保険特別会計の歳入

(居宅サービス)

①介護保険料(65歳以上) 23%

②国庫支出金 20+5%

③支払基金交付金(40歳以上64歳の保険料)
27%

④都道府県負担金 12.5%

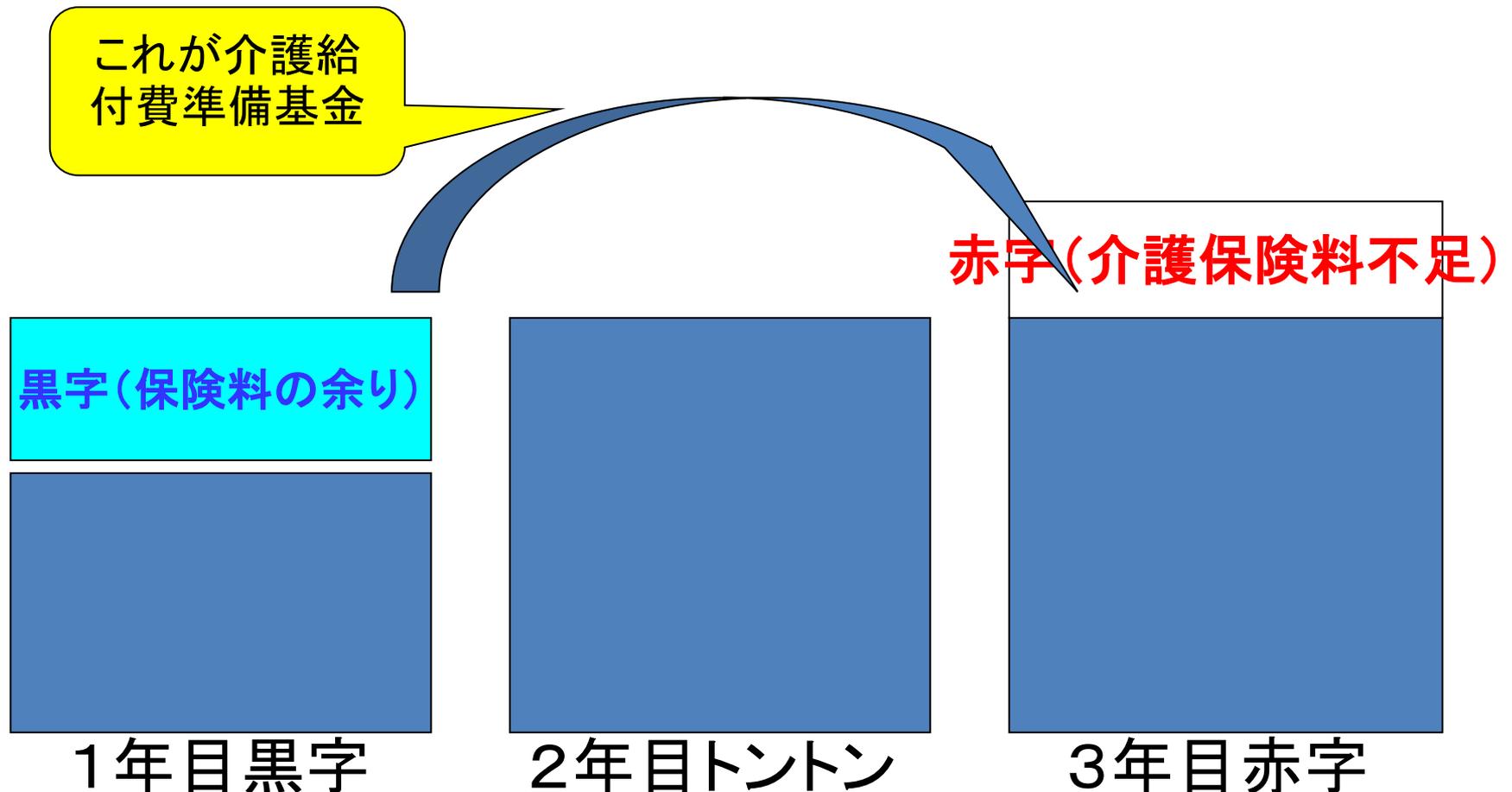
⑤一般会計繰入金 12.5%

基金繰入金

②③④⑤は、すべて年度ごとに精算し
繰り越さない

中期財政運営(3年ごと)

余った介護保険料は翌年以降の給付費へ



貯金も借金も調整は介護保険料で

保険料が余れば次の3年間に回
す

介護給付費準備基金

足らなければ借金し、返済は次の
3年間の保険料で返済する

財政安定化基金借入金・償還金

基金残高発生＝保険料が高すぎた

3年間で過不足のない保険料設定が原則

介護保険法では、市町村に介護保険事業に要する費用に充てるために保険料を徴収することを義務付け（法第129条第1項）

市町村が定める保険料は「おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」（介護保険法第129条第3項）とされている。

「財政の均衡」＝歳入・歳出が3年間で均衡するという原則

介護保険料が3年間で「余る」という事態
⇒保険料設定が高すぎたということ

基金を残すことの自治体当局「説明」 問題点

○介護保険事業計画に「基金残高」について記載しておらず、一切説明のない自治体が多数

○基金残高を残して保険料を改定することについて質問されると

①「基金をどれだけ残すかの基準がないから残しても問題はない」

②「将来の大幅な給付増に備えるために基金を残しておく」

③「国の急な介護報酬改定による給付増に備えるために基金を保有しておきたい」

④「保険料不足の際に財政安定化基金から借りると次の保険料で返さなければならないので基金を保有しておきたい」

介護給付費準備基金の性格

「市町村は、介護保険に係る歳入及び歳出について特別会計を設けることとなっている。介護保険は、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合って設定するという**中期財政運営方式**を採用しており、**介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずる**ことが想定されていて、この剰余金を管理するために市町村は介護給付費準備基金（以下「準備基金」という。）を設けることができるとされている。

そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の**最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩す**ことが基本的な考え方となっている。」

（国会及び内閣に対する報告（随時報告）|会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書 平成20年5月）

介護保険料の余りを積み立てる「基金」（介護給付費準備基金）は、永続的なものでなく、3年間の計画期間における剰余金を管理するためのものであり、最終年度の残額は次期保険料を見込むに当たり取り崩すことを「基本的な考え方」としている。

取りすぎた保険料＝基金残高

取崩し次の3年間の保険料を抑えるのが原則

○結果的に3年間とり過ぎた保険料は、その期の被保険者に還元(返還)すべき性格

○技術的に困難であるので、次の3年間の歳入に回してその分の介護保険料を引き下げる

⇒基金の取崩しによる次期保険料抑制

「およそ保険料が介護保険事業に要する費用に充てるために徴収されるもの(法第129条第1項)である以上、当該積立金の一部でも歳入として繰り入れることなく保険料率を改定する場合は、その金額と必要性を明らかにして被保険者の理解を得るべき」

(平成21年度大阪市介護保険料賦課決定に対する不服審査請求の裁決)

基金取崩しの考え方

- ・当該基金は、3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために設けられているものであること、
- ・介護保険制度においては、計画期間内に給付に必要な保険料については各計画期間内における保険料で賄うことを原則とし、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸付等を受けられること、
- ・被保険者は死亡、転居等により保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があること

等から、本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものである。

(平成20年12月25日厚生労働省老健局介護保険課資料)

一部の市町村で貯め込み常態化

○一部の市町村では、保険料が余っても次期計画に繰入れず基金として貯め込み続けるということが常態化。

○厚生労働省もその姿勢を後退

「介護給付費準備基金の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方である」「介護給付費準備基金の適正な水準は保険者が決定するもの」と市町村が基金を貯めこむことも容認するような表現に変えた。（平成29年7月3日全国介護保険担当課長会議資料）

全国市町村の介護保険は「黒字」

全国の基金残高合計は、第5期末(2014年度)に3024億4683万円で介護保険事業の歳入額と比較して3.1%だった基金残高が第7期末(2020年度)には7947億8111万円歳入額比で6.9%と2倍以上に積み上がっている。

介護給付費準備基金の状況

(単位：千円)

年度	事業計画の期	準備基金残高合計	歳入額合計	基金残高／歳入額	保険者数	基金保有保険者数	基金保有保険者の割合
2002年度	第1期末	194,395,947	5,047,969,472	3.90%	2863	2089	73.0%
2005年度	第2期末	166,256,523	6,231,256,607	2.70%	1681	1401	83.3%
2008年度	第3期末	404,964,779	7,235,052,075	5.60%	1646	1534	93.2%
2011年度	第4期末	284,815,391	8,209,330,308	3.50%	1580	1452	91.9%
2014年度	第5期末	302,446,832	9,614,155,369	3.10%	1579	1428	90.4%
2017年度	第6期末	578,642,406	10,688,936,902	5.40%	1578	1467	93.0%
2020年度	第7期末	794,781,115	11,558,427,862	6.90%	1571	1442	91.8%
2021年度	第8期1年目	913,732,214	11,855,006,884	7.70%	1571	1426	90.8%

「赤字」で都道府県から借金する市町村は減少

財政安定化基金の貸付状況を各計画期間末年度ごとに見ていくと、第1期末(2002年度)は735保険者、403億7千万円、第2期末(2005年度)は、423保険者、391億8千300万円にのぼったものの、それ以降は貸し付けを受ける保険者は減少し、第7期末(2020年度)では8保険者2億2千100万円にまで減少し、2001年度・2022年度では貸付を受ける保険者はゼロとなっている。

財政安定化基金貸付状況（各計画期間末年度末累計）

年度 期	保険者数	貸付を受けた保険者数	貸付保険者割合 (%)	貸付額(単位:百万円)
2002年度 第1期末	2863	735	25.6%	403億70
2005年度 第2期末	1681	423	25.2%	391億83
2008年度 第3期末	1646	57	3.5%	22億00
2011年度 第4期末	1580	138	8.7%	98億14
2014年度 第5期末	1579	125	7.9%	75億69
2017年度 第6期末	1578	23	1.5%	5億51
2020年度 第7期末	1571	8	0.5%	2億28
2021年度 第8期1年目	1571	0	0.0%	0
2022年度 第8期2年目	1571	0	0.0%	0

大阪の地域社保協と介護保険料

藤井寺社保協（藤井寺市）

2009年～2010年の地域社保協のたたかいで
介護保険料引下げを実現

大東社保協（大東市）

最悪の総合事業（要支援切り捨て）と粘り強くたたかいながら貯めこみ保険料返せの運動で減免制度改善

2010年保険料引き下げ実現藤井寺市

ドロボー自治体 保険料返せ 1年間運動

2009年3月～2010年3月

とり過ぎ保険料返せ！の声が市を動かした

藤井寺市 保険料引下げ第4期介護保険料引下げ運動
基準月額4800円→4400円に

「取り過ぎ介護保険料」を高齢者に返さずため込んでいた藤井寺市が2010年度から介護保険料の引き下げを行いました。「とり過ぎ保険料を返せ」という大阪社保協の呼びかけに応じて取組まれた藤井寺社保協の運動の貴重な成果です。

第4期(2009年～2011年)保険料改定案の状況

第四期順位	第四期 保険料(案)a	自治体名	第三期保険料(円)b	第三期からの引上げ額(円)a-b	引上げ率 $\frac{a-b}{b}$	段階	第三期末準備基金残高	第四期繰入金	繰入率
1	4,986	八尾市	4,963	23	0.5%	8			
2	4,932	松原市	5,100	-168	-3.3%	9	90,000,000	90,000,000	100.0%
3	4,920	能勢町	3,789	1,131	29.8%	11	38,478,000	38,472,000	100.0%
4	4,872	柏原市	4,856	16	0.3%	9	97,462,069	97,462,069	100.0%
5	4,864	熊取町	4,768	96	2.0%	9	115,214,258	115,214,258	100.0%
6	4,862	太子町	4,862	0	0.0%	9	26,918,000	26,918,000	100.0%
7	4,836	堺市	5,092	-256	-5.0%	8			
8	4,812	泉佐野市	4,812	0	0.0%	9	35,000,000	35,000,000	100.0%
9	4,800	藤井寺市	4,822	-22	-0.5%	7	202,211,000	36,500,000	18.1%
10	4,785	岬町	5,529	-744	-13.5%	8	81,751,000	80,000,000	97.9%
11	4,785	羽曳野市	4,980	-195	-3.9%	9	200,000,000	100,000,000	50.0%
12	4,782	泉南市	4,591	191	4.2%	10	54,384,000	54,384,000	100.0%
13	4,780	大阪市	4,780	0	0.0%	10	8,500,000,000	5,610,000,000	66.0%
14	4,773	千早赤阪村	4,850	-77	-1.6%	9	10,500,000	10,500,000	100.0%
15	4,768	東大阪市	4,860	-92	-1.9%	10	1,941,000,000	1,585,300,000	81.7%
16	4,716	和泉市	5,150	-434	-8.4%	9	180,000,000	180,000,000	100.0%
17	4,698	河南町	4,798	-100	-2.1%	9	69,000,000	69,000,000	100.0%
18	4,672	忠岡町	4,471	201	4.5%	8	21,847,383	20,000,000	91.5%
19	4,645	くすのき広域連合	4,791	-146	-3.0%	9			
20	4,635	富田林市	4,849	-214	-4.4%	9	159,777,725	159,777,725	100.0%
21	4,625	交野市	4,696	-71	-1.5%	9	99,000,000	99,000,000	100.0%
22	4,600	岸和田市	4,991	-391	-7.8%	12	260,000,000	250,000,000	96.2%
23	4,500	大東市	4,560	-60	-1.3%	7	173,165,145	104,950,000	60.6%
24	4,483	枚方市	4,675	-192	-4.1%	9	983,573,000	983,573,000	100.0%
25	4,400	貝塚市	4,683	-283	-6.0%	9	230,000,000	230,000,000	100.0%
26	4,400	阪南市	4,400	0	0.0%	7	250,000,000	196,550,000	78.6%
27	4,377	大阪狭山市	4,970	-593	-11.9%	9	280,000,000	180,000,000	64.3%
28	4,368	田尻町	4,368	0	0.0%	7	37,694,511	27,950,000	74.1%
29	4,350	摂津市	4,350	0	0.0%	10	126,315,000	126,315,000	100.0%
30	4,302	高石市	4,876	-574	-11.8%	9	190,000,000	187,000,000	98.4%
31	4,260	豊中市	4,268	-8	-0.2%	9	1,370,000,000	1,010,000,000	73.7%
32	4,257	吹田市	4,128	129	3.1%	13	550,000,000	400,000,000	72.7%
33	4,240	寝屋川市	4,640	-400	-8.6%	9	1,100,000,000	480,000,000	43.6%
34	4,100	河内長野市	4,227	-127	-3.0%	8	499,110,000	499,110,000	100.0%
35	4,050	池田市	4,055	-5	-0.1%	13	627,000,000	260,000,000	56.5%

とり過ぎ保険料返せ！の声が市を動かす

藤井寺市が保険料引下げ

あの「取り過ぎ介護保険料」を高齢者に返さずため込んでいた藤井寺市が今年度から介護保険料の引き下げを行いました。「とり過ぎ保険料を返せ」という一揆の呼びかけに応じて取組まれた藤井寺社保協の運動の貴重な成果です。

基準月額四八〇〇円→四四〇〇円

藤井寺市では二〇〇八年度末で「とり過ぎ介護保険料」が二億円以上残っていました。ところが、その内三六五〇万円を繰り入れただけで、残りはため込んでいました。そのため藤井寺市の第四期（二〇〇九～二〇一一年度）の介護保険料はほとんど下がらず大阪府内で九番目に高い額となりました。一方ため込み率は八二パーセントと府内ワースト一位でした。

地元社保協の粘り強い運動の成果

一揆の会では、このような余った保険料を高齢者に返さずため込む自治体を「ドロボー自治体」と呼んできました。藤井寺社保協はこの事実を

藤井寺市につきつけ何度も交渉を行いました。また独自のピラも作成し宣伝行動も行ってきました。

その結果三月議会で追加で一億四千万円を繰り入れて介護保険料を引き下げることになりました。ため込んだ保険料の九割近くが高齢者に還元されることになりました。

これで介護保険料基準額が4800円から4400円に減額されることになりました。

画期的な二年目の引下げ

介護保険料は三年ごとに改定され、第四期は二〇〇九年～二〇一一年度です。今回の途中での値下げは大変画期的です。一

揆の会では、大阪社保協とともに、昨年「とり過ぎた介護保険料を返せ」の運動を呼び掛けてきました。その結果、二五自治体ため込んだ保険料を繰り入れて第四期の保険料を引き下げさせました。

厚生労働省でさえ、第三期で残った介護保険料（「介護給付費準備基金」として積み立て）は第四期に繰り入れて介護保険料引下げに回すべきと言ってきたのです。

ところが、藤井寺市は、府内の平均繰り入れ率七二パーセントを大幅に下回る一八パーセントの繰り入れ率でした。今回の追加繰り入れにより、繰り入れ率は八七パーセント以上となりました。

高齢者の声を大切に

まさに、「一円でも介護保険料を下げてほしい」という高齢者の切実な声を大切にし具体的事実を示して運動した成果です。

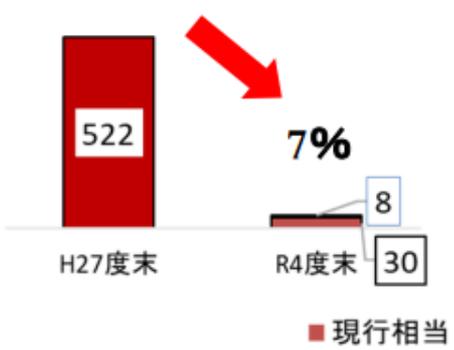
要支援切りを全国に自慢 大東市

介護予防・日常生活支援総合事業の 充実に向けた検討会（第3回）	構成員 提出 資料
令和5年6月30日	

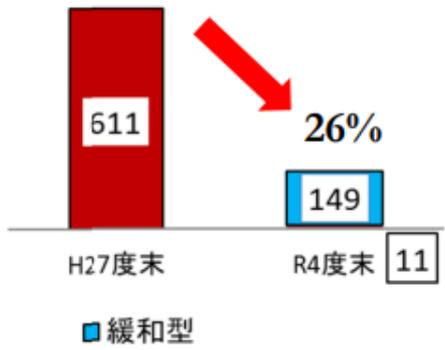
大東市保健医療部高齢介護室
逢坂伸子

総合事業による効果

通所サービス利用者数



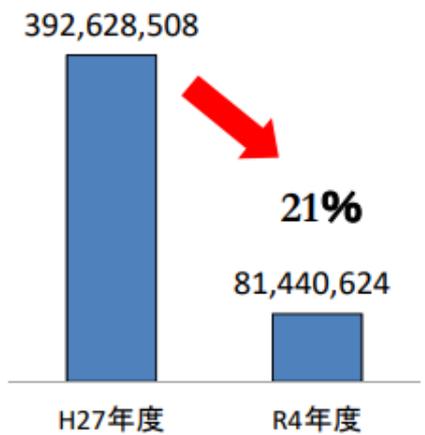
訪問サービス利用者数



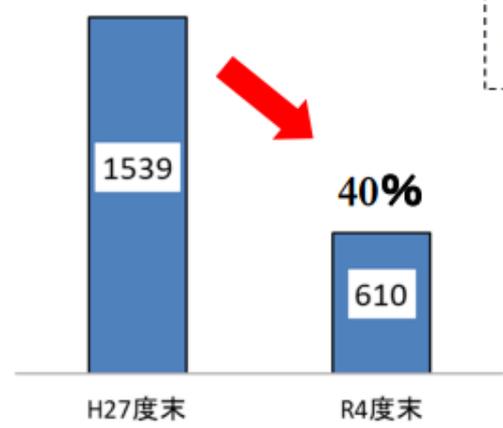
総合事業により生み出された 財源と介護人材

総合事業移行7年間の削減額は約**30億円**！
（H27年度までの3年間の平均伸び率からの推計値と実績との差額）
R4年度決算は移行直前のH27年度決算の2割に圧縮
R4年度1年間で約**6.5億円**削減
85歳以上人口は7年間で1.6倍に増えたが、
予防プラン・予防マネジメントは4割に圧縮

予防給付費（円）
（通所・訪問・計画）



予防プラン・マネジメント（件数）



要支援1、2に投入されていた

**介護の専門職は
重度者へシフト！！**

貯めこまれる一方の大東市の基金

基金残高の推移

第5期末(2014年度)から第7期末(2020年度)6年間で9.8倍

1.88億円⇒18.54億円



第1期末	第2期末	第3期末	第4期末	第5期末	第6期末	第7期末
155,922,708	33,511,803	173,515,908	203,928,769	188,417,714	745,159,603	1,854,379,000

	準備基金取崩割合	準備基金未取崩	被保険者数 (2021年1月末) : 人	被保険者一人あたり 基金残額
大阪市	100.0%	0	686,871	0円
枚方市	100.0%	36,000	113,265	0円
寝屋川市	52.2%	732,702,318	68,927	10,630円
大東市	52.5%	760,000,000	32,640	23,284円
交野市	56.8%	330,273,548	21,861	15,108円
くすのき広域連合(守口市・門真市・四条畷市)	82.7%	293,545,802	91,631	3,204円
東大阪市	88.2%	240,000,000	137,079	1,751円
大阪府平均	84.7%	7,191,354,790	2,383,557	3,017円

大東市の1人あたり基金残額 **23,284円**
ダントツに多い!

大東市の準備基金残高全額取崩せば大幅引下げが可能

大東市の算出 と 全額基金取崩しの場合の比較

項目	大東市の算出	基金全額取崩した場合の算出
第1号被保険者負担分相当額	7,565,980,514	7,565,980,514
調整交付金相当額見込額差額	335,703,104	335,703,104
調整後の負担分相当額 ①	7,901,683,618	7,901,683,618
準備基金取崩額 ②	840,000,000	1,635,473,000
①－② 保険料必要収納額	7,061,683,618	6,266,210,618
保険料収納率 ③	97.65%	97.65%
②×③ 保険料賦課総額 ④	7,231,626,849	6,417,010,361
補正後被保険者数 ⑤	93,871	93,871
④÷⑤ 年額保険料基準額 ⑥	77,038	68,360
⑥÷12月 月額保険料基準額	6,420	5,697

年8,678円、月723円の引き下げが可能

粘り強い市民運動が大東市動かす 介護保険料減免の基準改善

2022年1月24日、大東市は、生活困窮者の介護保険料減免基準の改善を公表しました。

従来^の減免基準：年収108万円以下

今後の減免基準：年収150万円以下

大東市では2016年から要支援者の介護サービスを切り捨て、余った介護保険料を貯め込んだまま保険料の引上げを繰り返すという最悪の介護保険運営を行っていました。これに対し、大東社保協は6年間にわたって改善を求める運動を続けてきました。昨年11月の交渉では介護保険料引き下げと減免制度改善を要求しました。とくに北河内で最低の基準であった減免基準の改善を強く求めていました。

今回改善された減免基準(年収150万円以下)は大阪府内では最も高いグループ(吹田市、大阪市、堺市、東大阪市、枚方市)と同等になります。

第8期での介護給付費準備基金取崩状況

(単位：円)

	8期	7期	増減率	準備基金の残高 (見込)	第8期準備基金取 崩額	基金取崩 割合
大阪市	8,094	7,927	2.1%	8,970,861,000	8,970,861,000	100.0%
堺市	6,790	6,623	2.5%	3,446,652,766	3,446,652,766	100.0%
岸和田市	6,375	6,183	3.1%	1,398,000,000	1,100,000,000	78.7%
豊中市	6,367	6,208	2.6%	2,793,000,000	2,433,000,000	87.1%
池田市	5,960	5,950	0.2%	988,856,034	797,000,000	80.6%
吹田市	5,980	5,900	1.4%	2,800,000,000	2,000,000,000	71.4%
泉大津市	5,876	5,700	3.1%	380,000,000	200,000,000	52.6%
高槻市	5,600	5,083	10.2%	1,724,328,000	1,724,328,000	100.0%
貝塚市	6,169	6,169	0.0%	621,590,855	397,000,000	63.9%
枚方市	5,902	5,610	5.2%	2,450,284,887	2,450,248,887	100.0%
茨木市	5,990	5,300	13.0%	600,000,000	600,000,000	100.0%
八尾市	6,556	6,092	7.6%	1,146,835,808	900,000,000	78.5%
泉佐野市	6,650	6,500	2.3%	701,472,758	700,000,000	99.8%
富田林市	6,730	6,715	0.2%	613,676,000	523,000,000	85.2%
寝屋川市	6,390	6,210	2.9%	1,532,702,318	800,000,000	52.2%
河内長野市	5,840	5,800	0.7%	1,027,940,040	1,027,940,040	100.0%
松原市	6,550	6,040	8.4%	772,907,486	550,000,000	71.2%
大東市	6,420	6,380	0.6%	1,600,000,000	840,000,000	52.5%
和泉市	6,159	5,743	7.2%	597,461,000	597,461,000	100.0%
箕面市	5,400	5,700	-5.3%	1,059,540,000	1,059,540,000	100.0%
柏原市	6,102	6,407	-4.8%	840,577,241	404,600,000	48.1%

	8期	7期	増減率	準備基金の残高 (見込)	第8期準備基金取 崩額	基金取崩 割合
羽曳野市	6,123	6,158	-0.6%	1,022,809,567	500,000,000	48.9%
摂津市	6,280	5,790	8.5%	600,000,000	600,000,000	100.0%
高石市	6,137	6,333	-3.1%	626,337,245	300,000,000	47.9%
藤井寺市	6,000	6,200	-3.2%	713,700,058	713,700,000	100.0%
東大阪市	7,029	6,594	6.6%	2,040,000,000	1,800,000,000	88.2%
泉南市	6,250	6,070	3.0%	541,900,408	541,900,408	100.0%
交野市	5,360	5,360	0.0%	763,773,548	433,500,000	56.8%
大阪狭山市	6,190	6,211	-0.3%	674,196,150	674,196,150	100.0%
阪南市	6,200	5,900	5.1%	240,000,000	225,900,000	94.1%
島本町	5,900	5,450	8.3%	277,125,364	229,000,000	82.6%
豊能町	5,550	5,412	2.5%	636,251,024	12,300,000	1.9%
能勢町	5,938	5,938	0.0%	123,257,682	96,100,000	78.0%
忠岡町	6,410	6,557	-2.2%	56,472,850	56,472,850	100.0%
熊取町	6,321	6,057	4.4%	340,000,000	300,000,000	88.2%
田尻町	6,750	6,750	0.0%	39,358,673	39,358,673	100.0%
岬町	6,000	6,000	0.0%	173,400,000	173,400,000	100.0%
太子町	6,480	6,150	5.4%	100,000,000	50,000,000	50.0%
河南町	6,070	5,795	4.7%	47,220,896	47,220,896	100.0%
千早赤阪村	4,390	5,811	-24.5%	190,000,000	60,000,000	31.6%
くすのき連合	6,748	6,748	0.0%	1,693,545,802	1,400,000,000	82.7%
加重平均	6,826	6,636	2.9%	46,966,035,460	39,774,680,670	84.7%

	第8期 (2021 ~23年 度)	準備基 金取崩 割合 (②/ ①)	準備基金未取崩 額③ (①-②)	被保険者数 (2021年1 月末) ④: 人	被保険者 一人あた り基金額 ⑤ (③/ ④)	保険料引 下げ可能 額(月 額) ⑤/ 36月	引下げ後 の第8期 保険料 (第8期 保険料- ⑤)
泉大津市	5,876	52.6%	180,000,000	19,100	9,424	262	5,614
貝塚市	6,169	63.9%	224,590,855	22,707	9,891	275	5,894
寝屋川市	6,390	52.2%	732,702,318	68,927	10,630	295	6,095
大東市	6,420	52.5%	760,000,000	32,640	23,284	647	5,773
柏原市	6,102	48.1%	435,977,241	20,251	21,529	598	5,504
羽曳野市	6,123	48.9%	522,809,567	32,788	15,945	443	5,680
高石市	6,137	47.9%	326,337,245	15,868	20,566	571	5,566
交野市	5,360	56.8%	330,273,548	21,861	15,108	420	4,940
豊能町	5,550	1.9%	623,951,024	8,910	70,028	1,945	3,605
太子町	6,480	50.0%	50,000,000	3,923	12,745	354	6,126
千早赤阪村	4,390	31.6%	130,000,000	2,304	56,424	1,567	2,823

第8期でも、余った保険料(基金)を全額返せば大幅引き下げ可能であった

第9期の保険料を基金取崩なしで試算している自治体 全額取崩した場合の保険料

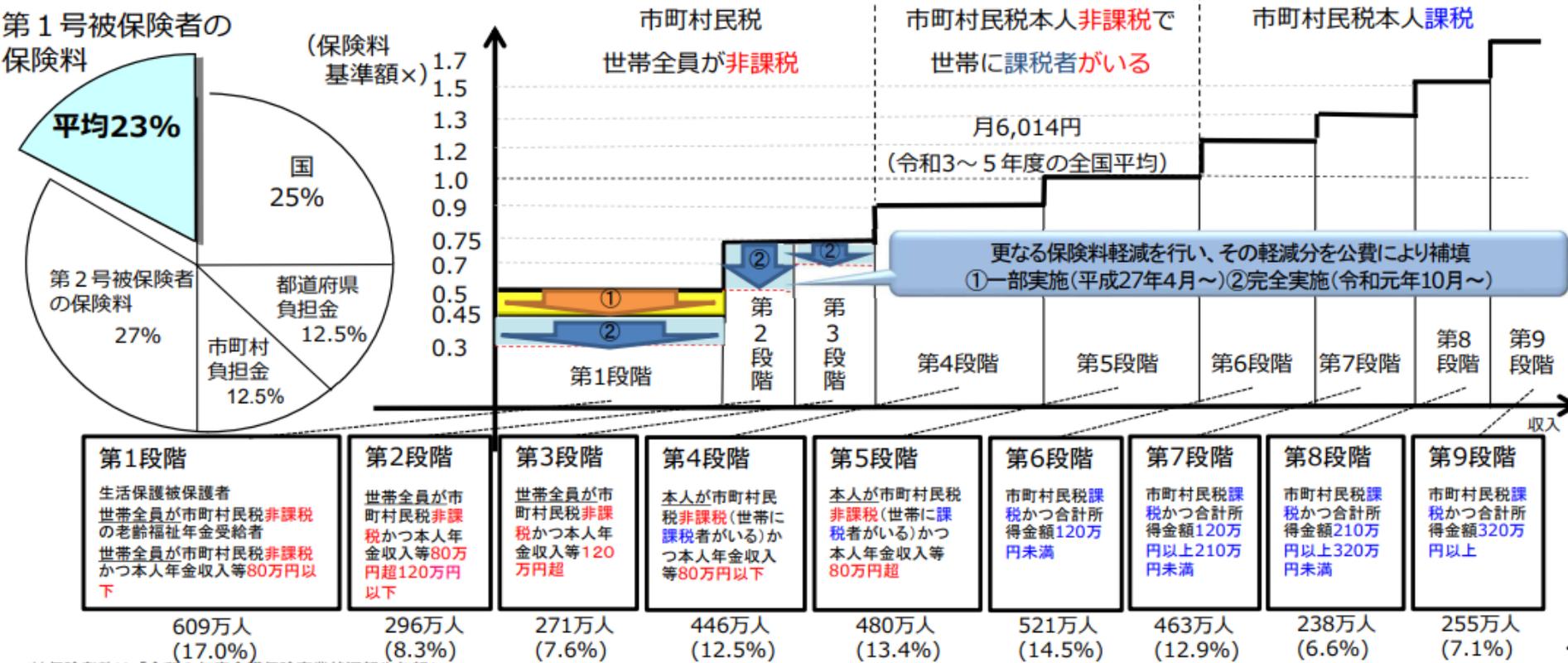
	第8期	第9期試算額	第8期からの増減額	増減率	準備基金（前年度末見込額）	所得段階別加入割合補正後被保険者数	基金全額取崩した場合の効果額	基金全額取崩した場合の第9期保険料
堺市	6,790	7,855	1,065	15.7%	3,200,000,000	653,365	408	7,447
岸和田市	6,375	6,645	270	4.2%	2,286,608,245	159,183	1,197	5,448
泉大津市	5,876	7,219	1,343	22.9%	400,000,000	53,579	622	6,597
貝塚市	6,169	6,585	416	6.7%	722,866,414	65,057	926	5,659
八尾市	6,556	7,639	1,083	16.5%	380,000,000	65,057	487	7,152
大東市	6,420	7,158	738	11.5%	1,468,580,212	89,252	1,371	5,787
羽曳野市	6,123	6,763	640	10.5%	1,157,651,357	94,198	1,024	5,739
高石市	6,137	6,319	182	3.0%	814,132,395	44,276	1,532	4,787
阪南市	6,200	6,708	508	8.2%	503,940,225	50,656	829	5,879
能勢町	5,938	7,791	1,853	31.2%	120,000,000	11,480	871	6,920
熊取町	6,321	6,440	119	1.9%	475,819,609	37,367	1,061	5,379

※赤文字の自治体は第8期で相当額の基金を残したところ

介護保険料見直し

第1号被保険者の保険料

- 市町村（保険者）は、介護保険給付費の約23%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定。（第8期（令和3～5年度）の保険料の基準額の全国平均は月額6,014円）
- 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて、段階別に設定されている。（標準は9段階）



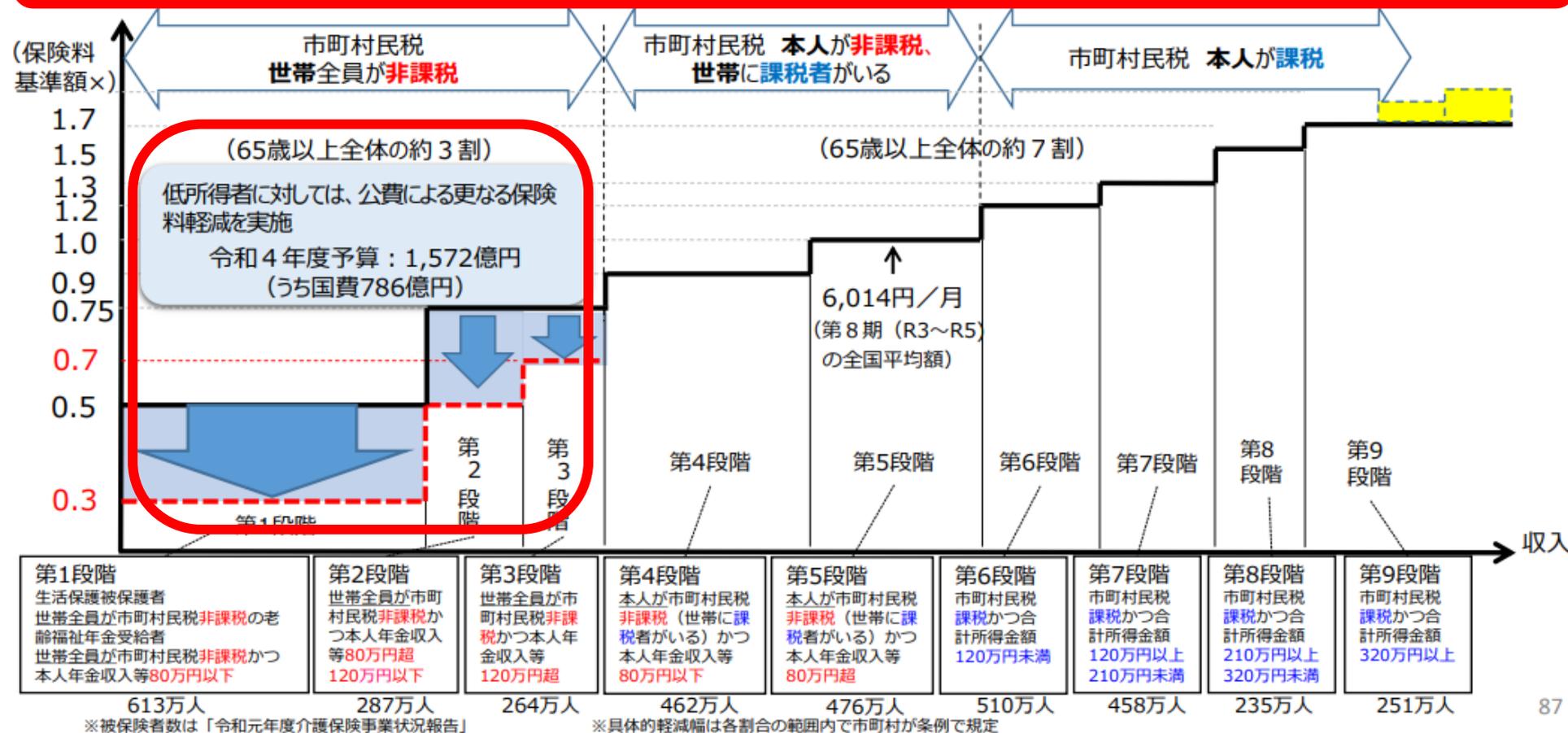
※被保険者数は「令和2年度介護保険事業状況報告年報」

介護保険の第1号保険料負担の見直し

○ 介護保険第1号保険料は、保険者ごとに介護サービスの利用見込み等を踏まえて基準額（第8期の全国平均額は6,014円）を設定した上で、所得段階別の保険料を決定。基本的に、基準額を上回る増額分の合計（高所得者の追加的な負担）と、基準額を下回る減額分の合計（低所得者の負担軽減）を均衡させることとなっている。

○ これに対し、低所得者の保険料負担の軽減を強化するため、平成27年度より、公費による更なる負担軽減を実施（平成27年4月：一部実施（第1段階を0.05ポイント引下げ）、令和元年10月：完全実施）。

○ 今後、高齢化の進展による第1号被保険者数の増加や、給付費の増加に伴う保険料の上昇が見込まれる中で、低所得者の負担軽減に要する公費の過度な増加を防ぐため、負担能力に応じた負担の考え方に沿って、高所得の被保険者の負担による再分配を強化すべき。



国の第1号介護保険料基準

段階	主な要件	基準額に対する乗率	被保険者数
第1段階	非課税世帯で本人の年金収入等80万円以下	基準額×0.5	609万人 (17.0%)
第2段階	非課税世帯で本人の年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75	296万人 (8.3%)
第3段階	非課税世帯で本人の年金収入等120万円超	基準額×0.75	271万人 (7.6%)
第4段階	課税世帯で本人非課税・年金収入等80万円以下	基準額×0.9	446万人 (12.5%)
第5段階	課税世帯で本人非課税・年金収入等80万円超	基準額×1.0	480万人 (13.4%)
第6段階	本人課税で合計所得120万円未満	基準額×1.2	521万人 (14.5%)
第7段階	本人課税で合計所得120万円以上210万円未満	基準額×1.3	463万人 (12.9%)
第8段階	本人課税で合計所得210万円以上320万円未満	基準額×1.5	238万人 (6.6%)
第9段階	本人が課税で合計所得320万円以上	基準額×1.7	255万人 (7.1%)

被保険者数は「令和2年度介護保険事業状況報告年報」

消費税10%化に伴う 公費投入による介護保険料軽減

町村民税非課税世帯全体を対象として実施(65歳以上の約3割)

基準額に対する割合	軽減後(公費軽減分)	人数(15年推計)
第1段階 0.50	⇒ 0.30(▲0.20)	650万人
第2段階 0.75	⇒ 0.50(▲0.25)	240万人
第3段階 0.75	⇒ 0.70(▲0.05)	240万人

実施時所要見込額 約1400億円(公費ベース※)

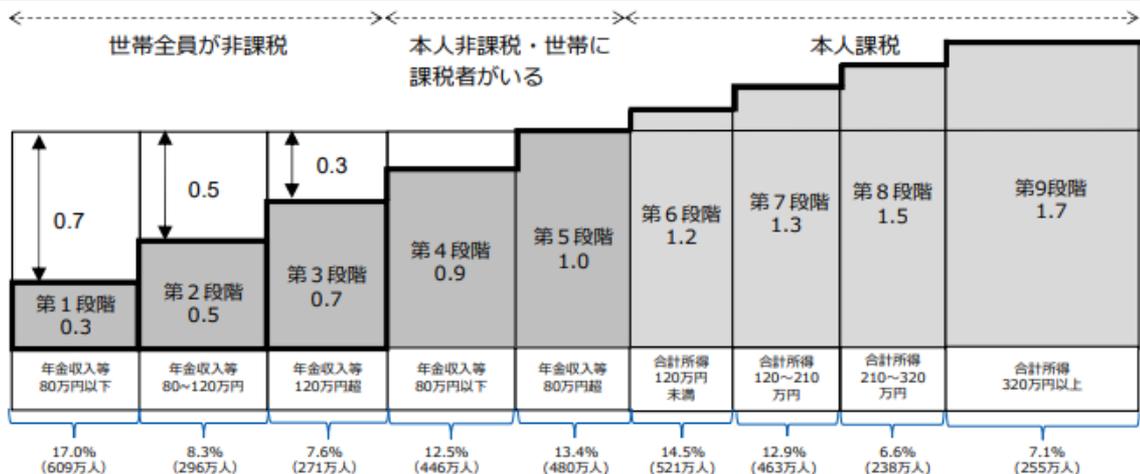
※公費負担割合 国1/2、都道府県1/4 市町村1/4

1号保険料負担について

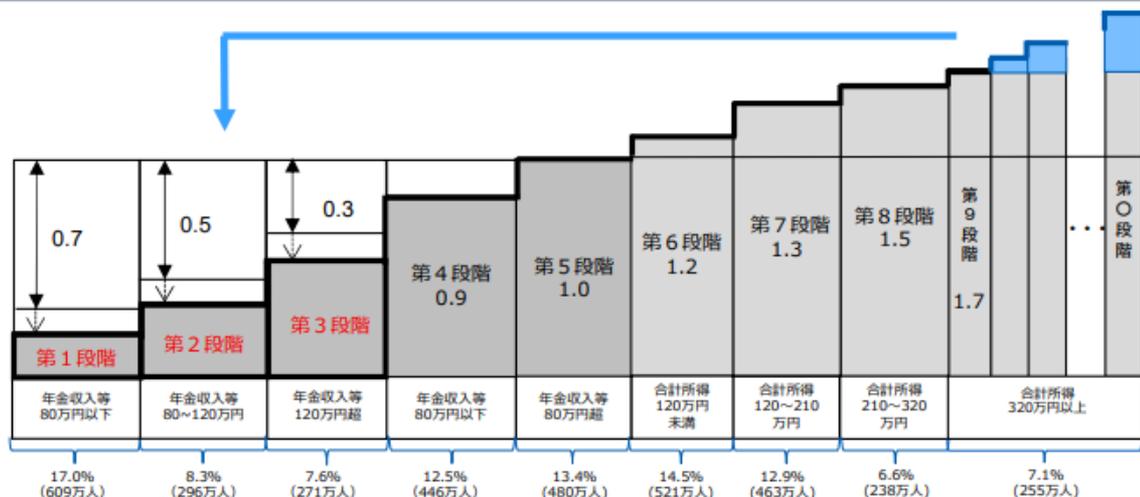
社会保障審議会介護保険部会資料 2023年7月10日

○意見書では、1号保険料負担の在り方について、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げについて検討を行うことが適当とされている。具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等についてどのように考えるか。

現行制度



見直しイメージ

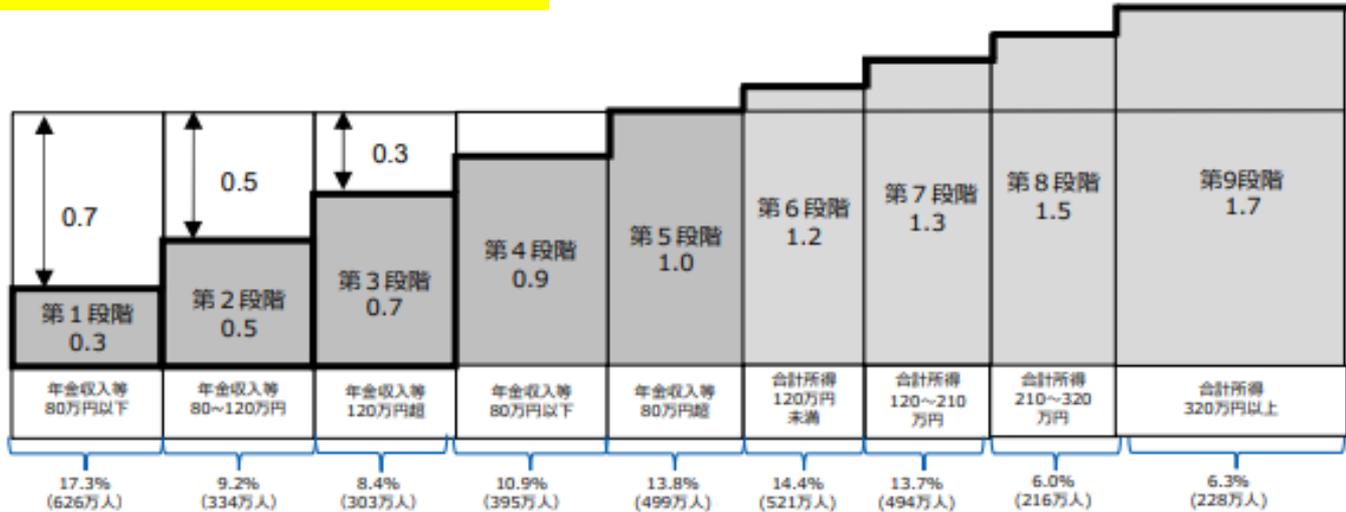


※ 低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担についても、検討が必要。

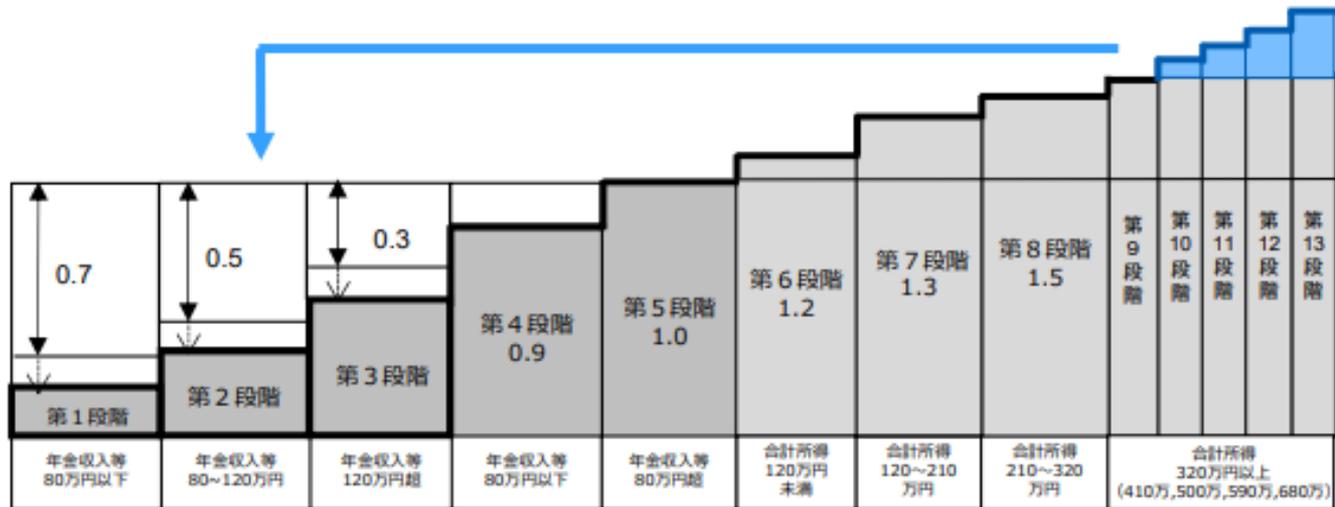
国の保険料段階「見直し例」

全国介護保険担当課長会議 資料 2023年7月31日

<現行制度>



<見直し例>



第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69

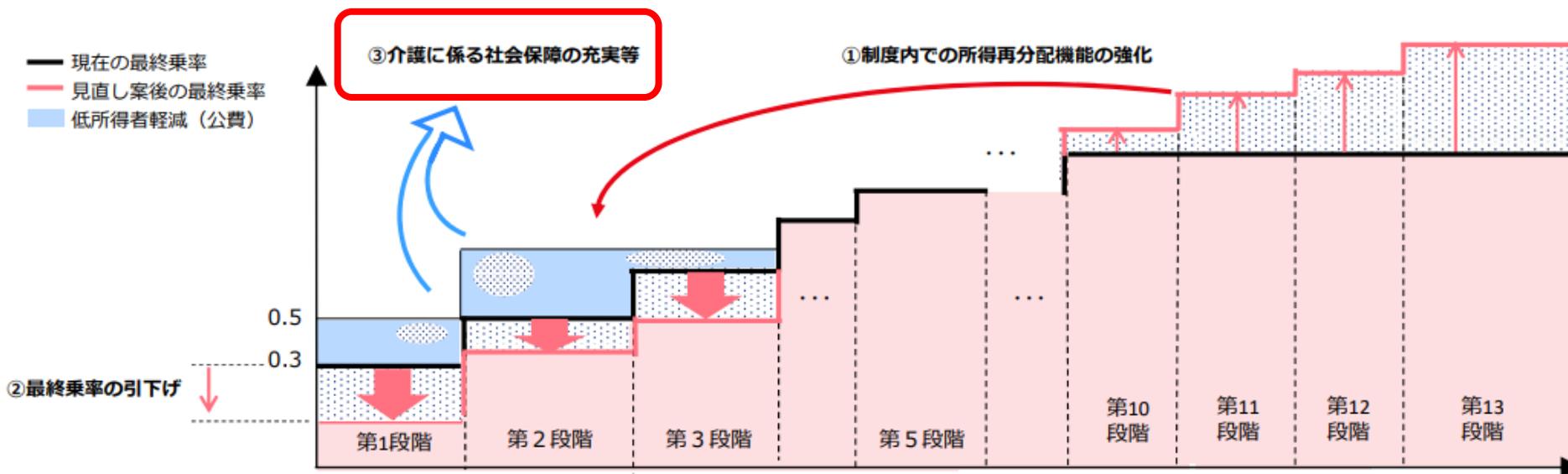


第9段階以上の乗率の例

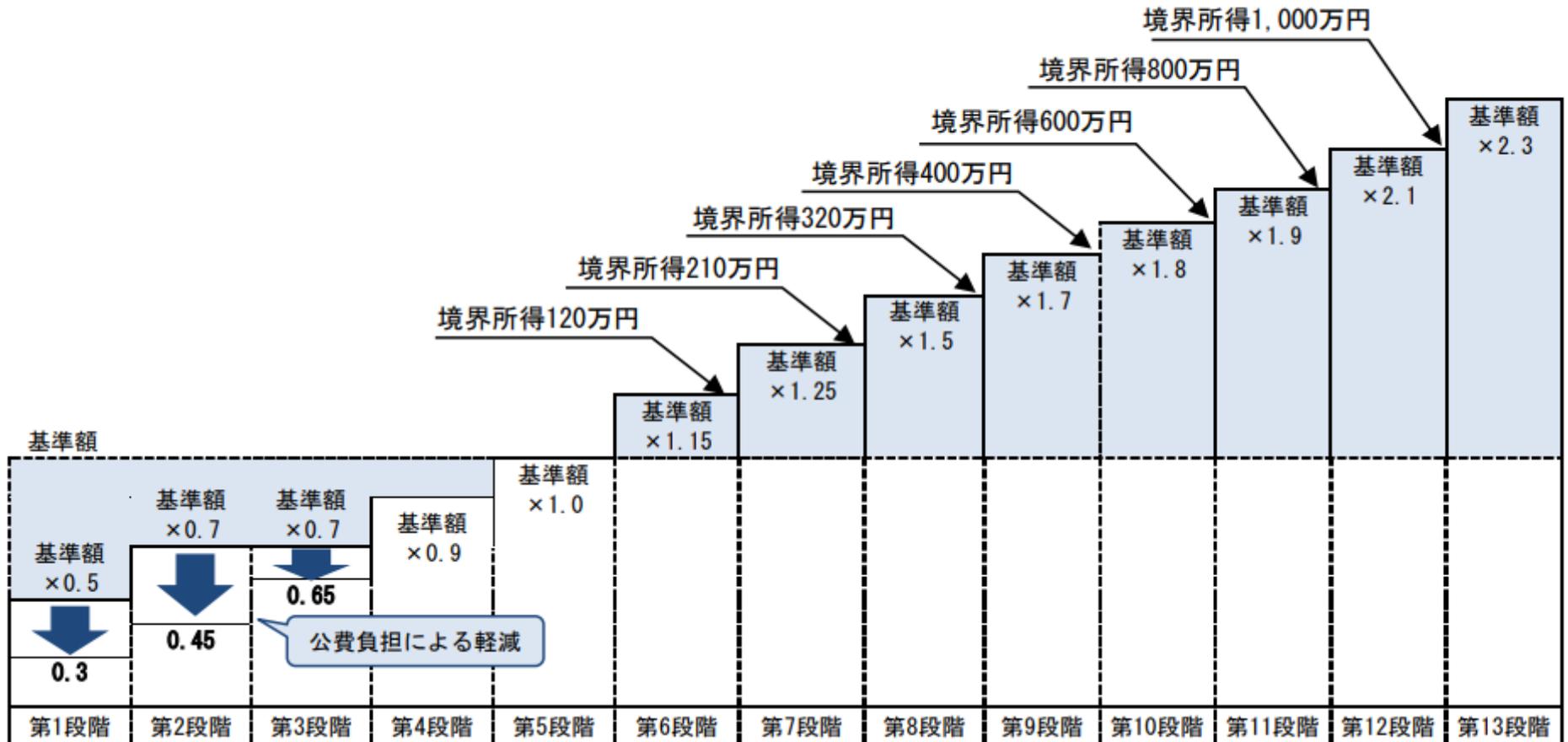
A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6

第1号保険料に関する見直しの方向性（案）

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけての介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要。
- 昨年の全世代型社会保障構築会議報告書でも、「「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。」とされている。
また、昨年の部会意見書でも、「既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討し、「具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等について（中略）早急に結論を得ることが適当」とされている。
- ・ 高所得者に係る標準段階の多段階化、乗率設定については、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の実態等を考慮して、段階数・乗率を設定することとしてはどうか。
- ・ 低所得者に係る乗率設定については、多段階化によって生じた保険料財源を所得再分配機能の強化に活用し、介護給付費が増加する中でも低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）を設定することとしてはどうか。
- ・ 低所得者軽減に活用されている公費と保険料の多段階化の役割分担等については、保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、公費の一部を介護に係る社会保障の充実に活用することを検討し、年末までの予算編成過程において調整することとしてはどうか
※ 社会保障と税の一体改革における「社会保障の充実」として、1号保険料の低所得者軽減のほか、介護職員の処遇改善等を公費で実施。



A市の保険料段階



大阪市の場合 全国との比較

○大阪市は課税層が32.2%と全国(41.1%)と比べ少ない。

○国基準の最高位(第9段階)に対応する合計所得300万円以上の層は6.2%で全国(7.1%)より少なく、そのうち合計所得400万円以上はすでに国基準を上回る乗率(1.75~2.3)を設定している。

○国の「見直し例」の低所得者軽減にするためには、課税層にはより大きな負担を課さなければならない。

○所得1000万円を超える「富裕層」に応分な負担を求める多段階化とともに、根本的には公費による低所得者軽減を拡大する以外にない。国が企む公費の削減など言語道断である。

大阪市と全国と比較

低所得者の被保険者数に占める割合

		大阪市	全国
第1段階	非課税世帯で本人の年金収入等80万円以下	31.4%	17.0%
第2段階	非課税世帯で本人の年金収入等80円超120万円以下	9.9%	8.3%
第3段階	非課税世帯で本人の年金収入等120万円超	9.4%	7.6%
合計		50.7%	32.9%

課税層の被保険者数に占める割合

大阪市			全国		
所得基準	被保険者数割合	乗率	所得基準	被保険者数割合	乗率
合計所得125万円以下	12.2%	1.10	合計所得120万円未満	14.5	1.20
125万円超200万円未満	9.2%	1.25	合計所得120万円以上210万円未満	12.9%	1.30
200万円以上300万円未満	4.5%	1.50	合計所得210万円以上320万円未満	6.6%	1.50
300万円以上400万円未満	2.4%	1.60	合計所得320万円以上	7.1%	1.70
400万円以上500万円未満	1.1%	1.75			
500万円以上600万円未満	0.5%	1.80			
600万円以上700万円未満	0.4%	1.90			
700万円以上1000万円未満	0.6%	2.00			
1000万円以上	1.2%	2.30			
合計	32.2%		合計	41.1%	

第9期介護保険事業計に向けた課題

○全国の市町村(1571保険者)のうち半数近く(751市町村)は、国基準(9段階)の所得段階にとどまり、最上位の乗率も748市町村(47.6%)が国基準の1.7か1.7未満となっている。

○問題は、低所得者の乗率。国基準より低くしている市町村は、第1段階112市町村(7.13%)、第2段階334市町村(21.3%)、第3段階127市町村(8.1%)にとどまっている。

○第9期介護保険事業計画に向けての住民運動では、保険料基準額の引き上げ反対・引下げ要求とともに、低所得者の保険料乗率をさらに引き下げる要求を積極的に掲げる必要がある。

介護改善・介護保険料引下げ要求の地域運動

①わが自治体の介護保険を知ること

第9期介護保険事業計画の検討状況（
特に介護保険料算出根拠）

今後の推計・見通し

②当面下げるために必要なことの要求化

③本質的な改善は国庫負担増。低所得者
軽減の公費削減には反対

保険料に関する4つの要求案

その1 現在の介護保険料の仕組みでは限界。国庫負担増で保険料引下げをすること。公費削減は行わないこと。

その2 当面、市町村の一般財源投入して保険料引下げをおこなうこと。

その3 保険料の余りを貯め込み(基金)している自治体は、全額保険料引下げにまわすこと。

その4 低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充すること。

聴 こ え が と ろ う ま し た

”次期“介護保険改悪と 障害者65歳問題

大阪社保協介護保険対策委員会／編

日下部雅喜

雨田 信幸



「高齢者人口がピークを迎える2040年ごろ」に向け、人手不足と介護費用増加の危機感を煽り、負担増と給付抑制のために「次の介護保険見直し」に着手する政府に対して、地域からの介護保障運動の課題を考える。
また障害者の65歳「介護保険優先原則」の根本問題から、安心して使える社会保障制度の在り方を問いかける。